

令和元年度

障害者の理解促進に向けた 歯科医療従事者向け研修

東京都8020運動推進特別事業

平成28年にいわゆる「障害者差別解消法」が、平成30年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。民間事業者（歯科医療機関を含む。）においても、不当な差別的取扱い（正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所・時間帯を制限する等）が禁止されるとともに、合理的配慮の提供（障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて必要かつ合理的な対応をすること）が義務付けられました。

また、東京都歯科保健推進計画では、地域で支える障害者歯科医療の推進を掲げており、障害者の方が身近な地域でかかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔衛生管理を受けることを進めています。

この度、障害者差別解消法等の基礎知識や、障害者の方への対応方法についての研修を開催します。歯科医療機関においても重要なテーマでありますので、ぜひ皆様のご参加をお待ちしています。

講演

「障害者差別解消法の概要」

東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 権利擁護担当

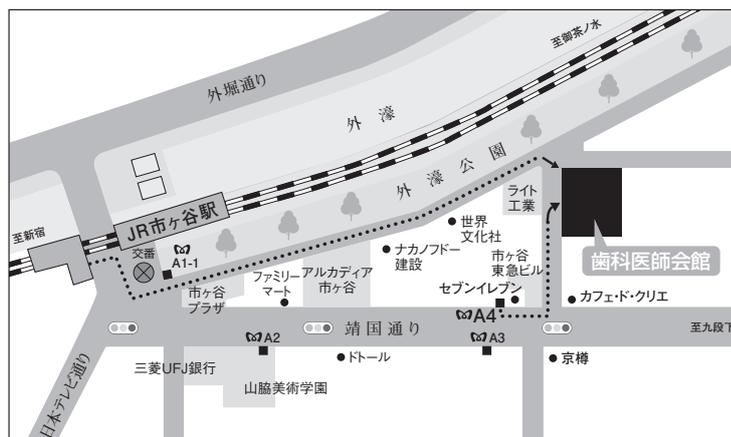
「もしも障害のある人が来院したら」

東京都立心身障害者口腔保健センター 副所長 重枝 昭広 先生

日時 令和元年10月9日（水曜日）午後6時30分～

会場 歯科医師会館1階大会議室
（東京都千代田区九段北4-1-20）

- JR総武線
「市ヶ谷駅」より徒歩5分
- 東京メトロ（南北線・有楽町線）
都営新宿線
「市ヶ谷駅」A4出口より徒歩2分



対象者 都内歯科医療機関に勤める方

募集人員 先着100名

参加費用 無料

申込方法 本会ホームページのイベント情報欄の参加申し込みフォーム、
または裏面にある申込書に記載の上、FAXでお申込みください。

申込締切 令和元年10月8日（火曜日）



こちらからも
研修会のお申込
みができます

主催／東京都歯科医師会・東京都

ホームページ <https://www.tokyo-da.org/>